

平成18年 第1回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成18年3月24日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成18年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第29号 平成17年度築上町一般会計予算について
- 日程第2 議案第30号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第31号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第32号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第33号 平成17年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第34号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第35号 平成17年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第8 議案第36号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第37号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第38号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第39号 平成17年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第40号 平成18年度築上町一般会計予算について
- 日程第13 議案第41号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第42号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第43号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第44号 平成18年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第45号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第46号 平成18年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第19 議案第47号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第48号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第49号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第50号 平成18年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第23 議案第51号 築上町表彰条例の制定について
- 日程第24 議案第52号 築上町名誉町民条例の制定について
- 日程第25 議案第53号 築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第26 議案第54号 築上町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第27 議案第55号 築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第56号 築上町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第29 議案第57号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定について
- 日程第30 議案第58号 築上町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第31 議案第60号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第61号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第62号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第63号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第64号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第36 議案第65号 財産の出資について
- 日程第37 議案第66号 財産の信託について
- 日程第38 議案第67号 字の区域の設定変更について
- 日程第39 意見書案第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）について
- 日程第40 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）について
- 日程第41 意見書案第3号 「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）について
- 日程第42 請願第1号 人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについて
- 日程第43 陳情書第1号 狐迫池水路護岸工事に関する陳情書
- 日程第44 陳情書第2号 住宅改善建替に係る陳情書
- 日程第45 議案第82号 平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第46 議案第83号 築上町課等設置条例を全部改正する条例の制定について
- 日程第47 発議第13号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第48 発議第14号 在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対に関する決議
(案)について

日程第49 意見書案第4号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(案)の
提出について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第29号 平成17年度築上町一般会計予算について

日程第2 議案第30号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第3 議案第31号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第4 議案第32号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算につい
て

日程第5 議案第33号 平成17年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第6 議案第34号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第7 議案第35号 平成17年度築上町老人保健特別会計予算について

日程第8 議案第36号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につい
て

日程第9 議案第37号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第38号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

日程第11 議案第39号 平成17年度築上町水道事業会計予算について

日程第12 議案第40号 平成18年度築上町一般会計予算について

日程第13 議案第41号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第14 議案第42号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第15 議案第43号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算につい
て

日程第16 議案第44号 平成18年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第17 議案第45号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第18 議案第46号 平成18年度築上町老人保健特別会計予算について

日程第19 議案第47号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につい
て

日程第20 議案第48号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第21 議案第49号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

日程第22 議案第50号 平成18年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第23 議案第51号 築上町表彰条例の制定について
- 日程第24 議案第52号 築上町名誉町民条例の制定について
- 日程第25 議案第53号 築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第26 議案第54号 築上町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第27 議案第55号 築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第56号 築上町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第29 議案第57号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定について
- 日程第30 議案第58号 築上町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第31 議案第60号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第61号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第62号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第63号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第64号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第36 議案第65号 財産の出資について
- 日程第37 議案第66号 財産の信託について
- 日程第38 議案第67号 字の区域の設定変更について
- 日程第39 意見書案第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)について
- 日程第40 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書(案)について
- 日程第41 意見書案第3号 「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書(案)について
- 日程第42 請願第1号 人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについて
- 日程第43 陳情書第1号 狐迫池水路護岸工事に関する陳情書
- 日程第44 陳情書第2号 住宅改善建替に係る陳情書
- 日程第45 議案第82号 平成17年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第46 議案第83号 築上町課等設置条例を全部改正する条例の制定について
- 日程第47 発議第13号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第48 発議第14号 在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対に関する決議
(案)について

日程第49 意見書案第4号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(案)の
提出について

出席議員(29名)

1番	塩田 文男君	2番	工藤 久司君
3番	山中 正治君	4番	金澤 久芳君
5番	白石 隆則君	7番	吉元 一也君
8番	西畑イツミ君	9番	小林 和政君
10番	塩田 昌生君	11番	繁永 隆治君
12番	竹本 眞澄君	13番	田村 兼光君
14番	宮下 久雄君	15番	丸山 年弘君
16番	田原 親君	17番	平野 力範君
18番	高島 末吉君	19番	成吉 暲奎君
20番	辻上 浩君	21番	武道 修司君
22番	神下 忠君	23番	中島 英夫君
24番	岡田 信英君	25番	川端 政廣君
26番	信田 博見君	27番	吉元 成一君
28番	吉元 實君	29番	有永 義正君
30番	西口 周治君		

欠席議員(1名)

6番 田村與四郎君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	参事	小野 俊明君
主査	原口眞由美君	主査	西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	神 宗紀君
秘書課長	西村 好文君	総務課長	中村 信雄君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	吉留 正敏君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	黒瀬 憲生君
税務課長	椎野 義寛君	住民課長	遠久 隆生君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	舟川 忠良君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	片山 益朗君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	安田 美鈴君		
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
築城支所長	田村 秀吉君	総務管理室長	落合 泰平君
住民生活室長	竹本 正君	収納対策課長	中村 一治君
福祉対策室長	後田 幸政君	環境課長	白川 義雄君
地域整備室長	井村 康男君	水道管理室長	中嶋 澄廣君
農委事務局長	大田 隆君	学校教育課長	加来 篤君
生涯学習課長	神崎 一貴君	環境課センター長	小林 實君
健康福祉課長補佐	高島セツ子君		

午前10時00分開議

議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

・ ・

日程第1．議案第29号

議長（田原 親君） 日程第1、議案第29号平成17年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第29号平成17年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、合併による予算の調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労です。

文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第29号平成17年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、合併による予算の調整が主なものであり、一部反対意見があり、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第29号平成17年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、合併による予算の調整であり、議案のとおり全会一致で可決しました。

以上、報告します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第29号平成17年度築上町一般会計予算について、本委員会に付託されました所管分につきましては、慎重審査の結果、合併による予算の調整が主なものであり、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） 御苦労ございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 文教常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対意見がありとありますが、どういう理由で反対されたのかをお尋ねいたします。

議長（田原 親君） 文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議員の方から 委員の方からですね、反対の意見が一部あった内容が、予算の関係が合併後の無理やりな予算であると。で、慎重に中身に対しての検討がされてなかったということで、反対をしたいという意見がありました。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（8番 西畑イツミ君） はい。わかりました。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 本一般会計の予算は、合併の諸事情によつての暫定予算という性格はありますが、議会審議が十分に保障されずにそのまま執行に至った経過があります。そう

いう点から本予算につきましては反対をいたします。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第29号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田原 親君） 起立多数です。 起立多数です。よって、本案は……、起立多数で議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2・議案第30号

議長（田原 親君） 日程第2、議案第30号平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第30号平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、合併による予算の調整が主なものであり、一部反対意見がありましたが、採決をした結果賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議長（田原 親君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第30号平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本委員会付託の本案については、慎重審査の結果、合併による予算の調整が主なものであるが、一部反対意見があり、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） 御苦労ございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 文教常任委員長と総務常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対意見がありとなっておりますが、その内容をお知らせください。

議長（田原 親君） 武道議員。

文教常任委員長（武道 修司君） 反対意見の概略を説明します。

本特別会計の赤字の原因は、行政、団体、個人の責任によるものが多く、何ら行政としての対策がないということで反対をしたいという意見がありました。

議長（田原 親君） はい。いいですか。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） はい、はい。はい。いいです。

議長（田原 親君） いいですね。これで ほかにございませんか。（発言する者あり）すぐ言わんけ。言わん者（ ）。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） いえ、一緒に言いました。ごめんなさい。

議長（田原 親君） 一緒に言うたね。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） はい。

議長（田原 親君） ああそうね。じゃ、総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議長がそれでいいですかと言ったら「いい」と言うものですから、答えんでいいのかなと思いましたが、答えれということなので答えます。

通常、所管外の委員会に付託された案件の反対理由とかいうのは、大体こう質疑で委員長に質疑するというよりも、事前に何かこうありませんでしたかと聞いたらまだこれ常識的にはわかるんですけど、本会議でこんな聞かれたら、私議会にかなり長くいますが、初めてなことでびっくりしました。

前置きは別にして、反対、一部反対者がいたということになってはいますが、反対意見があったということになってはいますが、総務常任委員会で審査した結果、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めますと言ったら 異議ありませんかと言ったら「異議あり」ということで1名の方から声出まして、じゃあ採決します。挙手による採決しますたら1人手を挙げなかっただけのことで、反対した理由については本人に聞いてください。わかりません。（笑声）

議長（田原 親君） 本人、言うか。

総務常任委員長（吉元 成一君） いや、それ、委員長以外には質疑できんやろ。反対しとんのに質疑するのも失礼やろ。（発言する者あり）されんよ。議会（ ）。

そやけ私は委員長の報告として、質疑されたことに答えて、本人がどういう気持ちで反対したか知りませんと、そのことは聞いてませんちゅうことですよ。

議長（田原 親君） わかりました。わかりました。

総務常任委員長（吉元 成一君） ばかなことを聞かんでくれちゅうんよ。

議長（田原 親君） ほかに……西畑議員。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） 今、一部反対意見がありつって、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定しましたってここに書かれておりましたので、私はどういうわけで一部反対意見があったかっていうことで、事前に聞くべきとかそういうことは私たちの場合はなされておりましたので、この本会議で聞くようになっておりましたから本会議で聞きました。それだけです。

議長（田原 親君） 委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） だから、わかりませんから答えられません。反対理由までわからんもん。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） はい。わかりました。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。（発言する者あり）（「うん。なんとぼけちゃうか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（ 20 番 辻上 浩君） 本予算は、合併の諸事情で暫定的に組まれたもの。それぞれの町の実情を予算の骨格としておりますけれども、内容につきましては多額の滞納問題が今大事な問題になっております。反対意見としては、これらの滞納問題の原因となっております行政の貸し付けの事務の問題、また窓口となった団体の問題、そして借り受けをした個人の問題と、さまざまな滞納の問題についての調査がまだ不十分な点があります。それらを理由にして、本特別会計におきましては反対意見といたします。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。はい。

議員（ 27 番 吉元 成一君） 反対意見ですか。

議長（田原 親君） うん。（発言する者あり）

議員（ 27 番 吉元 成一君） 反対言うたら今度賛成言うんでしょう。

議長（田原 親君） うん。

議員（ 27 番 吉元 成一君） 大体交互にいくでしょう。

議長（田原 親君） うんうん。いいえわかります。

議員（ 27 番 吉元 成一君） はいはい。

議長（田原 親君） 賛成意見の方。

議員（ 27 番 吉元 成一君） この議案については今反対者が言われたようなことも十分あると思います。

しかし、委員会の中でこういったことについては前向きに取り組むということで、築城町においては滞納、前滞納整理課と申しますか、収納対策課において、やっぱり朝早くから夜遅くまで集金の努力をすると、そういった前向きな姿勢が見られますので、今後町民に迷惑かけないようにスムーズに収納業務が進むことを前提として賛成いたします。

議長（田原 親君） はい。わかりました。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対、賛成意見がありますので、本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。（笑声）

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手多数です。（発言する者あり）うん。（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）何が。（「確認できんやった」と呼ぶ者あり）多いや。多数やけいいやねえか。大方……（「いや、反対何ぼう、賛成何ぼうってここ書くように用意してくれたらいいね」と呼ぶ者あり） 3人か、3人やろ。（発言する者あり）いい、もういい。（「もういいんか」と呼ぶ者あり）はい。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 . 議案第31号

議長（田原 親君） 日程第3、議案第31号平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第31号平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、合併による予算の調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。おりませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これより議案第31号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 . 議案第32号

議長（田原 親君） 日程第4、議案第32号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第32号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてです。

本案について慎重に審査した結果、合併上の予算の調整であり、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これより議案第32号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5・議案第33号

議長（田原 親君） 日程第5、議案第33号平成17年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第33号平成17年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

この前に、一応反対意見がないからそのまますぐ採決に入りよりますけども、賛成意見は聞く

必要がないんじゃないかならうかと思えますんで、反対意見があれば賛成意見を聞いて採決に入りますけども、反対意見がございませんので即もう即決したいと思えますんで御了承願います。（発言する者あり）いいね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これより議案第 3 3 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 3 3 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 3 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 . 議案第 3 4 号

議長（田原 親君） 日程第 6、議案第 3 4 号平成 1 7 年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 3 4 号平成 1 7 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、慎重に審査しました結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 3 4 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 3 4 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 4 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 7 . 議案第 3 5 号

議長（田原 親君） 日程第 7、議案第 3 5 号平成 1 7 年度築上町老人保健特別会計予算につ

いてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第35号平成17年度築上町老人保健特別会計予算について、慎重に審査しました結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第36号

議長（田原 親君） 日程第8、議案第36号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第36号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、慎重に審査いたしました結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第37号

議長（田原 親君） 日程第9、議案第37号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第37号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを慎重に審査しました結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第37号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10．議案第38号

議長（田原 親君） 日程第10、議案第38号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第38号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、慎重に審査しました結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 38 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 38 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 11 . 議案第 39 号

議長（田原 親君） 日程第 11、議案第 39 号平成 17 年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 39 号平成 17 年度築上町水道事業会計予算について、慎重に審査した結果、合併による予算調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 39 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 39 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12・議案第40号

議長（田原 親君） 日程第12、議案第40号平成18年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第40号平成18年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、6歳までの医療費の助成、児童保育対策経費、下水道残事業などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第40号平成18年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、教育施設維持管理経費やパソコン機器リース経費、社会教育団体補助等が主なものであるが、一部反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第40号平成18年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計繰り出し金、広域農道負担、道路工事経費、漁港整備費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告します。

以上。

議長（田原 親君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第40号平成18年度築上町一般会計予算について、本委員会に付託されました議案第40号所管分につきましては、慎重審査の結果、電算システム関係費、消防費、庁舎等調整経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 文教常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対意見がありとありますが、その理由をお知らせください。

議長（田原 親君） 文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第40号の反対意見を説明します。

本予算の中には団体への助成金がありますが、不適切だという意見がありました。教育関係の扶助費についても一般財源化すべきだという意見があり、反対の意見を言われていました。

以上です。

議員（８番 西畑イツミ君） はい。わかりました。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（８番 西畑イツミ君） はい。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（２０番 辻上 浩君） 本予算は、新しい町としてスタートに当たって大事な中身を持っていると思います。特に政策として公約で掲げられた乳幼児医療の無料化の問題、また学童保育に対する政策化をして、６年まで引き上げの予算化の問題。これらは住民要求にかなった政策を予算化したこととして大いに評価できるものだと思います。

しかし、他方、委員会でも指摘いたしましたように、同和行政での多額の団体の助成金、また個人扶助など、既に現在では一般施策の中に移行するか、あるいは廃止すべき予算であって、一般財源の支出として不公正な予算となっており、容認できるものではありませんので反対をいたします。

議長（田原 親君） ここで、反対意見がありますので賛成意見の方。信田議員。

議員（２６番 信田 博見君） 一部に反対ということでございますが、この議案は一つの議案でございまして、大事な予算も多々ございます。そういうことで一部に反対ということはあり得ません。そういうことで賛成意見といたします。

あ、もう一つありました。厚生委員会、文教委員会、産業建設委員会、総務委員会、すべての委員会でこれは可決となっております。

議長（田原 親君） これより議案第４０号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

挙手多数です。よって、議案第４０号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３．議案第４１号

議長（田原 親君） 日程第１３、議案第４１号平成１８年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第41号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、貸付元利収入等が主なものであるが、一部反対意見があり、採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田原 親君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第41号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付特別会計予算について、本委員会付託の本案につきまして慎重審査した結果、貸付元利収入が主なものであるが一部に反対意見があり、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 文教常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対意見が（笑声）あるってありますが、その理由をお尋ねいたします。

それと、総務常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対意見がありとありますが、その理由をお知らせください。

議長（田原 親君） 文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第41号の説明をいたします。

先ほどの30号、議案30号と同じように、平成17年度と同様ですね、予算同様、赤字の原因は行政、団体、個人の責任が主なものであって、行政として何ら対策案がないという理由が本人の理由でした。

議長（田原 親君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案30号と同じように、同じ人が反対しました。

ですが、討論 委員会でも築城の、旧築城と旧椎田の議会のやり方が、委員会の運営の仕方とか本会議の運営の仕方も違うと思うんですが、今本会議方式の採決をとりました。だから、質疑ありませんか、質疑がなければ討論 本案に対して異議ありませんかという採決をとって、異議ありという形をとってます。そのときに反対討論が出ませんでしたので、反対する理由については聞いておりません。

だから、事務局の方も、これから同様私も委員長の代筆をしていますが、この一部反対ということについては書かないでください。採決によって賛成多数やったということで書いてください。お願いします。そういう場合はですね。そういうことです。

だから一部反対ちゅうことを聞かれるんよ、理由を。（「経過報告ならいい。経過報告聞かしてくれえ」と呼ぶ者あり） そういうことです。

議長（田原 親君） いい。西畑議員、いいですか。

議員（ 8 番 西畑イツミ君） はい。いいです。はい、いいです。

総務常任委員長（吉元 成一君） 反対理由わからんわけや。ただ反対だけね。

議長（田原 親君） やっぱ反対すりゃあ反対の理由を言わなあね。言うて反対せな。だれがしたか知らんけど、川端議員じゃあるまいけど。（笑声）（「名前を何で言わなあいけんですか。名前を出しちゃあいかんです」と呼ぶ者あり）よしやあるまいけど、あるまいけど……（「議長、異議あり」と呼ぶ者あり）はい。

議員（ 27 番 吉元 成一君） 議長、そりゃあちょっと言い過ぎですよ。

議長（田原 親君） 言い過ぎじゃない。反対……

議員（ 27 番 吉元 成一君） いいや、議長、ちょっと聞いてください。最後まで話を。

議長（田原 親君） うん、うん。

議員（ 27 番 吉元 成一君） 反対討論をしなくても、反対討論なくても異議ありで、異議ありませんかって、反対討論がないけえ異議ありませんかって採決しかかったときに、反対討論しないけど私反対ですよちゅうことで、討論までしない人もいるんですよ。だから、そのときは異議ありちゅうて、採決のときに討論はしないけど反対しますという人がおるんです。現実、そういう人いませんか。

議長（田原 親君） ない。

議員（ 27 番 吉元 成一君） 私、雄弁者やないから討論できないんですよ。でもこの議案について反対なんですよ。

議長（田原 親君） 今まで旧椎田ではそういうことありません。

議員（ 27 番 吉元 成一君） でも……

議長（田原 親君） 反対するについては、反対理由を本人がはっきり言うて反対しよる。

議員（ 27 番 吉元 成一君） いや、だけそれは、それはですね、議員必携でも実用法でも何でもいいから見てください。見てください。そういうことで反対したら悪いことになっていませんので。

議長（田原 親君） そりゃあそうよ。

議員（ 27 番 吉元 成一君） うん。（笑声）反対討論せんでも反対していいんやけ。

議長（田原 親君） いや、やけど反対討論は認めなあ。反対……

議員（ 27 番 吉元 成一君） じゃあ、反対討論ありませんかちゅうて、反対したら賛成討論をだれもしないで賛成するやない。そういうこともあるんですよ。

議長（田原 親君） もうそりゃあいいですよ。

議員（ 27 番 吉元 成一君） ほんなら、じゃあ反対する人だけ反対討論せえちゅうの不公平

じゃない。

議長（田原 親君） いや、賛成討論なくても採決はできます。（発言する者あり）

議員（27番 吉元 成一君） じゃけ、異議なしで採決せんないんですよ、これから。

議長（田原 親君） はい。わかりました。今後皆さんと十分検討して、これから議事の進行していきたいと思います。（発言する者あり）

これで、委員長の報告に対する質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 本日、資料も配られておりますが、これを見てもおわかりのように、現在滞納総額は旧椎田分で1億9,000万、旧築城分で3億8,400万余りになっており、合計では5億7,400万円余りにもなっていることが明らかになりました。

現在、既に裁判も行われておりまして、これらには一般財源の支出がこれからも予測されます。そして、旧築城町におきまして調査いたしましたときも、貸付事務におきまして実態のない物件もあることが指摘されております。これらのことから考えますと、今後町の一般財源を脅かす重大問題になっていると思います。これらの原因の徹底解明の体制こそが今求められておりますので、そういう点で行政側に徹底解明の姿勢不十分であると思いますので、本特別会計におきましては反対をいたします。

議長（田原 親君） わかりました。

ほかにございませんね。（発言する者あり）はい。いや、反対意見ございますので、これより賛成意見の方。信田議員。

議員（26番 信田 博見君） この特別……（「賛成で」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） 賛成で。

議員（26番 信田 博見君） 賛成、賛成意見を申し述べます。

この特別会計予算は、貸付業務となっておりますけども今貸し付けは行っておりませんで、回収業務と返済業務をやっておるわけでございます。職員も回収に最大限努力しておるということでございます。そしてまた、委員会も可決と決定をしております。反対しなければならない理由がないということでございます。賛成意見です。

議長（田原 親君） 反対意見がありますので、これより議案第41号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14．議案第42号

議長（田原 親君） 日程第14、議案第42号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 議案第42号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、奨学金貸し付けが主な経費であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。おりませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15．議案第43号

議長（田原 親君） 日程第15、議案第43号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第43号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、貸付元利収入等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

以上。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16・議案第44号

議長（田原 親君） 日程第16、議案第44号平成18年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第44号平成18年度築上町霊園事業特別会計予算について、慎重に審査した結果、霊園基金積立金や施設管理経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17・議案第45号

議長（田原 親君） 日程第17、議案第45号平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第45号平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、被保険者の療養給付費や拠出金などが主な経費であります。一部反対意見があり、採決した結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。（「なし」と呼ぶ者あり） いいかね。塩田議員、いい。

議員（8番 西畑イツミ君） 私が反対した。（笑声）

議長（田原 親君） あっ、そうか。（発言する者あり）

これより委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について、反対いたしましたので反対の理由を述べます。

滞納者に対して、短期保険証や資格証明書の発行という制裁措置は、逆効果こそあれ収納率の改善に結びつきません。むしろ国民健康保険税のさらなる引き上げにつながるものが危惧されます。払いたくても払えない人がたくさんいます。だれもが必要な医療が受けられるようにするのが自治体の長の責任です。命も金次第にさせないようにすべきです。

町長は、常日ごろから自治体の役割は住民の安全と安心を守ることとっておりますが、この保険証がなければ病院にかかる場合全額負担となり、そのお金が用意できずに病気を悪化させ大変な事態を招くこととなります。

県も、3月議会でリストラ等により離職した場合も、保険料が払えない場合は類する事由に該当すると答弁しております。

また、病気になった場合でも資格証明書を交付されている方で、病気になって保険料を支払えない経済状況になった場合には、保険証交付に該当すると答えておりますので、早急に調査をし保険証を交付するように、資格証明書の発行は払えるのに払えない、悪質滞納者に限定させ、当面資格証明書の発行数を半減させることです。国に対して調整交付金カットのペナルティーをやめるように、また県に対しては、市町村国保への支出を増額するように強く要望すべきです。これが反対の理由です。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。（「はい。賛成」と呼ぶ者あり）いやいや、まだ賛成（ ）。

反対意見がありますので、これより賛成意見の方。吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） ただいま西畑議員が反対討論しましたけど、私は逆です。これは国保の基金が取り崩してやっていって、今もう年間、旧築城町で年間4,000万、2年で8,000万、3年すれば1億2,000万という滞納を生んでおります。そういう滞納の根源となるものはやはり国保のやっぱり未払いちゅうか払ってない方が多いということで、これは資格証明書を発行してでもやっぱり徴収すべきものだと思って、私はこれそういう意味から反対いたします。（発言する者あり）

議長（田原 親君） 賛成やろ、賛成。

議員（7番 吉元 一也君） 賛成といたします。

議長（田原 親君） はい。わかりました。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで、反対意見がございますので……

議員（27番 吉元 成一君） 議長、反対意見は2人聞かんでいい。

議長（田原 親君） いや、聞いてもいい。おるかね。ほかにございませんかちゅうときは手を挙げん。

議員（27番 吉元 成一君） いや、ほかにございませんかちゅうて言うたときにはまだ反対意見って言わない。

議長（田原 親君） いやいや、賛成意見今吉元議員が言うたやね。（発言する者あり）おらん。おりますか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）いいですか。総務委員長、いいですか。

議員（27番 吉元 成一君） はい。あります。

議長（田原 親君） はい。

議員（27番 吉元 成一君） 本案に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほどの住宅新築資金の貸し付けの事業と同じように滞納者があるということで、そのことについて行政の結局厳しい行政に対する指摘がありました。今の西畑議員の反対意見の中に、払えるのに払わない人に対しては厳しい処置をせえと。この基準についてどこでどういうふうに判断していいか行政については困ると思います。

問題は、こういったこの予算を反対すれば、可決されなければ、町民が困ると思います。そういったことについては十分、西畑さんが言われるように払ってもらおうような、督促活動やいろんな徴収活動を一生懸命行政がやるということを前提で私は賛成の討論といたします。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

反対意見がありますので、これより議案第45号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手は多数ですね。御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第46号

議長（田原 親君） 日程第18、議案第46号平成18年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第46号平成18年度築上町老人保健特別会計予算について、慎重に審査しました結果、医療扶助費が主なものであり原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第46号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第47号

議長（田原 親君） 日程第19、議案第47号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第47号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事

業特別会計予算について、慎重に審査いたしました結果、下水道工事にかかわる測量設計委託費及び下水道工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第４７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４７号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第２０．議案第４８号

議長（田原 親君） 日程第２０、議案第４８号平成１８年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第４８号平成１８年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、慎重に審査いたしました結果、集落排水施設管理経費や測量設計及び工事経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これで……委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第４８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４８号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 8 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 2 1 . 議案第 4 9 号

議長（田原 親君） 日程第 2 1、議案第 4 9 号平成 1 8 年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 4 9 号平成 1 8 年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、慎重に審査いたしました結果、工事材料費や維持管理経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 4 9 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 4 9 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 9 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 2 2 . 議案第 5 0 号

議長（田原 親君） 日程第 2 2、議案第 5 0 号平成 1 8 年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 5 0 号平成 1 8 年度築上町水道事業会計予算について、慎重に審査いたしました結果、建設改良の配水管布設工事などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

・ ・

日程第23．議案第51号

議長（田原 親君） 日程第23、議案第51号築上町表彰条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第51号築上町表彰条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

・ ・

日程第24．議案第52号

議長（田原 親君） 日程第24、議案第52号築上町名誉町民条例の制定についてを議題と

します。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第52号築上町名誉町民条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25・議案第53号

議長（田原 親君） 日程第25、議案第53号築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 本委員会に付託されました議案第53号は、慎重に審査した結果、法律に伴う自治体の体制整備によるものであり、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） この議案第53号の国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につきましては反対の討論いたします。

これらの根拠となる法律は、日米安保条約のもとでアメリカのかかわる戦争を十分にその前提

としております。で、このままいけば憲法に反して日本国民と自衛隊を動員する戦争に巻き込む恐れとなるものが十分ありますので反対をいたします。

なお、法律的に設置が義務づけられてるということでありますが、これをいつまでという期限はありません。町当局としては、この趣旨を十分理解の上に、期限がありませんので当面置かないという立場をとっていただきたいと思ひまして反対をいたします。

議長（田原 親君） ただいま反対意見がありますので、次に賛成意見の方。おらんか。（「なし」と呼ぶ者あり）何か（ ）や。（笑声）いいや、ないでも採決はできるんよ。（笑声）はい。信田議員。

議員（26番 信田 博見君） 賛成意見を申し述べます。

本議案は総務委員会で慎重に審査をいたしまして可決ということに決定しております。

以上、賛成意見です。

議長（田原 親君） 反対意見がありますので、これより議案第53号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第54号

議長（田原 親君） 日程第26、議案第54号築上町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 本委員会付託の議案第54号は、慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 議案第53号でも述べましたように、根拠となる法律が日米安保条約のもとでアメリカの巻き起こす戦争を前提としております。この事態になれば憲法に反して、日本国民や自衛隊の方を動員する恐れが十分ありますので、本法律に基づくこれらの措置に

つきましては反対をいたします。

議長（田原 親君） これで、反対意見がありますが、ここで賛成意見の方。信田議員。

議員（26番 信田 博見君） 53号で述べましたように賛成いたします。（笑声）

議長（田原 親君） これより議案第54号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27．議案第55号

議長（田原 親君） 日程第27、議案第55号築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第55号築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設管理における明細事項を定め、適正な管理運営を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第28．議案第56号

議長（田原 親君） 日程第28、議案第56号築上町総合計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第56号築上町総合計画審議会条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、所管である当委員会への報告も要請し、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 反対意見を述べます。

町の総合計画の審議会については、設立については基本的に私も賛成でございます。で、町長の公約でもありますのでぜひともやっていただきたいというものはあるわけなんです。条例として目的が載っていない、人数が載っていない、組織体系が載っていないということで、条例として不十分だということで、早急にですね、また中身を検討して私は提案をしていただきたいということから反対をしたいというふうに思います。

以上です。

議長（田原 親君） 次に、賛成意見の方。（「なし」と呼ぶ者あり）（笑声） 信田議員。賛成意見じゃろ。はい。

議員（26番 信田 博見君） 総合計画審議会条例でございますが、条例の中に目的とか載ってないと言われましたが、規則の中にたしか入ってたというふうに思いますので、賛成します。

議長（田原 親君） これより議案第56号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第57号

議長（田原 親君） 日程第29、議案第57号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 5 7 号築上町寝たきり介護手当支給条例の制定について 在宅寝たきり介護手当支給条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、在宅介護の支援を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 5 7 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 5 7 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 7 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 3 0 . 議案第 5 8 号

議長（田原 親君） 日程第 3 0、議案第 5 8 号築上町都市計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第 5 8 号築上町都市計画審議会条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 5 8 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第58号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第31．議案第60号

議長（田原 親君） 日程第31、議案第60号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第60号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（田原 親君） これで委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32．議案第61号

議長（田原 親君） 日程第32、議案第61号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第61号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、慎重に審査いたしました結果、少子化対策として保護者への経済的な軽減と乳幼児の保健福祉の向上を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第33．議案第62号

議長（田原 親君） 日程第33、議案第62号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第62号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、慎重に審査いたしました結果、障害者自立支援法の施行に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第34．議案第63号

議長（田原 親君） 日程第34、議案第63号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案については厚生常任委員会に付託して審議していただきましたが、新川町長から3月22日付で議案の取り下げ書が議長に提出されました。取り下げ理由についてはお手元に配付しています。取り下げ書のとおりです。

また、委員会においても、報告書にありますように、取り下げがある場合は承諾すると可決されていますので申し添えます。

ついては、議案第63号は取り下げするものと決定したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は取り下げすることに決定しました。

日程第35．議案第64号

議長（田原 親君） 日程第35、議案第64号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第64号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、慎重に審査いたしました結果、介護保険法の改正に伴い、新たなサービス事業に伴う事務や支援事業の経費負担などでの規約変更によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 4 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 3 6 . 議案第 6 5 号

議長（田原 親君） 日程第 3 6、議案第 6 5 号財産の出資についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第 6 5 号財産の出資について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 6 5 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 6 5 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 3 7 . 議案第 6 6 号

議長（田原 親君） 日程第 3 7、議案第 6 6 号財産の信託についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第 6 6 号財産の信託について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第38・議案第67号

議長（田原 親君） 日程第38、議案第67号字の区域の設定変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 議案第67号字の区域の設定変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第39・意見書案第1号

議長（田原 親君） 日程第39、意見書案第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 意見書案第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第40．意見書案第2号

議長（田原 親君） 日程第40、意見書案第2号医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 意見書案第2号医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、法案の状況審査 状況などを審査する資料が不十分であると判断し、この意見書案の取り扱いについて採決した結果賛成多数で継続審査にすることに決定いたしました。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 継続審査とした理由をお聞かせください。

議長（田原 親君） 厚生委員長。

厚生常任委員長（西口 周治君） 今申しましたとおりに、法案の状況など審査する資料が不十分であるということです。

議長（田原 親君） いいですか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審査です。意見書案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

日程第41．意見書案第3号

議長（田原 親君） 日程第41、意見書案第3号「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 意見書案第3号「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。平野議員。

議員（17番 平野 力範君） 「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）に反対の理由を申し述べます。

これは現実に国の施策として既に説明会等が開かれており、その方針に沿って役場、県、農林、いろんな機関が一致してこの経営安定対策を進めております。WTOやFTOはもちろん、WTOやFTOのこの意見書にあるように、関税化、輸入関税化がさらに推し進められ、輸入自由化がさらに推し進められることは事実でございます。

今、我々の地域でも、米がこれ以上安くなり野菜がさらに安い価格で入ってくるということになれば生き残る農家は一人もいなくなると思います。

そのような中で、国が何らかの手を打たなければ、全滅するよりもできるだけ農家を残そうという形でこの品目横断的経営安定対策を打ち出してあるわけでありまして。ベストではありません

がこのベターであると思い、この意見書案に、国の経営安定対策に全面的賛成ではありませんが、賛成する立場の一員としてこの意見書案に反対いたします。

議長（田原 親君） 次に、賛成意見の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 賛成意見を述べさせていただきます。

自由化が推し進められ米価が下がる、野菜の価格が下がって農家の営業は大変だと今、先ほど言われました。4ヘクタール以下の農家は営農組合または大農農家に耕作して回らなければ自分でつくることができなくなるような、こういう品目横断的経営安定対策に対して、国に抜本的な見直しをするようにということで意見書を上げていただきたいということで提出いたしましたので、ぜひこの意見書を可決していただきたく賛成討論いたします。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

反対意見がありますので、これより意見書案第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） よう挙げちゃってください。後からあぐんね。（「もう一回挙げ直させる」と呼ぶ者あり）はい。（笑声）いや立たするよ。（発言する者あり）それじゃ、起立願います。いや、起立したら皆さん気の毒いけと思うてね。賛成。はっきりしちってください。（発言する者あり）

〔賛成者起立〕

議長（田原 親君） じゃあ議長採決じゃな。いいですね。（「頭痛いの」と呼ぶ者あり）これは……いや、頭痛いことない。 委員会報告のとおり、議長採決で可決します。

日程第42、請願第1号

議長（田原 親君） 日程第42、請願第1号人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

文教常任委員長（武道 修司君） 請願第1号人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについて、本案について慎重に審査した結果、一部反対意見がありましたが採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議長（田原 親君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） お尋ねいたし 文教常任委員長にお尋ねいたします。

この人権侵害救済法の早期制定についての一部反対意見があったとここに書かれておりますが、

その一部反対の意見の内容を教えてください。（「反対討論しや」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） 武道議員。

文教常任委員長（武道 修司君） 後から反対討論で言われると思いますが、大まかに説明をいたします。

今の行政で何ら必要、何か必要があるか、どういうですかね、こういうような法律が必要かどうかということとを問題点等を整理し把握をできてないんじゃないかと。それと人権問題が差別問題へと話が飛躍し過ぎてるんじゃないかというふうな意見がありました。それでその方は反対をするという（ ）ありましたが、多分反対意見が、反対討論の中で反対意見言われると思いますんで、十分にその意見を聞いていただきたいというふうに思います。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（8番 西畑イツミ君） はい。ありがとうございます。

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） この請願の文書の中におきまして、先駆けとしての鳥取県の条例などに評価する形で触れられておりますが、これまでの政府案や鳥取県の条例などの特徴といたしましては、住民の表現や言論をも規制の対象とし、そしてそれを第三者からの通告も容認するなど、これらのことから憲法21条に抵触する恐れがあるのではないかと、これらの評価については弁護士の意見も大変分かれておるところです。加えて警察などの公権力や大企業からの横暴から国民の人権を守る点での議論が不十分であり、さらには人権侵害の対象を国民相互の心の問題の内面の問題に矮小化する、こういう条例になっております。

これらの条例ではなく人権侵害の根本からもっと議論を進めていくべき問題だと思しますので、本請願につきましては反対をいたしました。

議長（田原 親君） これより 反対意見がありますので賛成意見の方。吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） ただいま辻上議員が反対意見を言いましたが、私は賛成の立場から討論します。

これは違法性があるんじゃないかというようなことを言われましたが、違法性があれば福岡県の近隣市町村で75の自治体がもう採択しているんですよ。そういう状況からこれはもう賛成すべき、人権を考えれば賛成すべき問題と思います。

以上が私の賛成の立場からの討論です。

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより請願第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願いま

す。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第43．陳情書第1号

議長（田原 親君） 日程第43、陳情書第1号狐迫池水路護岸工事に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 陳情第1号狐迫池水路護岸工事に関する陳情書、本案について現地調査を含み慎重に審査をした結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） 委員長にお尋ねします。

狐迫水路護岸工事については産業建設委員会に付託された案件であります。それで、現地を視察したとお伺いしましたが、あの陳情書の中に水路が使えなくなっている事情の中に土砂の堆積があると、こういうふうに述べられておりました。それで関係者が非常に困難を来していると。重要な問題ではありますが、その点について、護岸工事をすれば解決するんですか、それともしゅんせつ工事もやらなきゃいけないのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

議長（田原 親君） 委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 現地に行きまして慎重に皆さん方とともに現地を見ました。その結果、あれは相当古い、もう何十、もう四、五十年も前からの水路であって、護岸が崩壊寸前であるし、また護岸がところどころ狭くなって崩壊寸前というような状況で、水路としての役目を今後果たさないというような状況であります。

したがって、早急にあれはやらなければ下流の農民に対して不便を来すというような結論で、早急にしてやってまいりたいという我々の産業建設委員会の結論でございました。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） ちょっと私の質問の趣旨から外れた回答になってるんで、私がお伺いしてるのは、護岸についてはやらなきゃいけないんですけど、護岸工事をするのと同時に土砂の堆積がひどいということですから、それは護岸工事だけで解決する問題ですか、土砂をしゅんせつ工事で取り除く工事も委員会ですべきではないかというような意見が出ませんでし

たかということを知っているんです。

議長（田原 親君） 岡田議員。

産建常任委員長（岡田 信英君） 護岸、土砂の撤去は護岸工事とともに取り除けなければならぬということで、そりゃあもちろんその一貫として入っております。

以上です。

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情書第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情書第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情書第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第44．陳情書第2号

議長（田原 親君） 日程第44、陳情書第2号住宅改善建替に係る陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産建常任委員長（岡田 信英君） 陳情第2号住宅改善建替に係る陳情書、本案について現地調査を含み慎重に審査をした結果、十分な調査をすることを含み採択すべきものと決定しました。

以上です。

議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） この住宅建替に係る陳情書について、採択されたことについては当然採択したことに対して敬意を表したい気持ちでいっぱいですが、この建てかえ、建てかえとこう書いていますんで、このたしか住宅は建ててまだ3年しかたってません。工事の経過等で私が一般質問でも執行部の方に提示したクラック、ラックが入ってる。ひび割れが入っているということで、工事が本当にちゃんとできたのかということについての調査、あるいはひび割れ等を修理するということで、入居者住民が建てかえてくれる、もしくはほかの住宅に移してくれというような強い要望があったということだと思いますんで、これ採択すると建てかえにかかわること採択するっちゃうことなら大変な問題になってくるので、その結果を調査することで委員長、採択したということですね。

議長（田原 親君） 岡田議員。

産建常任委員長（岡田 信英君） これは、陳情書の中に、これは建てかえすべきやないかという陳情内容でございました。

しかし、我々は、徹頭徹尾ずうっと調査しましたところ、建てかえをすべきまでもないということで専門的なノウハウは持ってないし、外部から見たら小さな亀裂、クラックですかね、あれが入るとるという程度で、これは専門的な者に一遍調査してもらいたいということで結論が終わりました。異常調査ということで、建てかえまでいっておりません。

以上です。（発言する者あり）

議長（田原 親君） 内容がなあ……。

産建常任委員長（岡田 信英君） 建てかえの採択はしません。

議員（27番 吉元 成一君） 採択された時点で議会が通過（ ）（発言する者あり）

議長（田原 親君） 悪い悪い、中身がな。

議員（27番 吉元 成一君） 採択したけえこれ建てかえちゃらんや（ ）（発言する者あり）

議長（田原 親君） いや、これは委員長にですね、これは一応陳情については私のところ……上がってないの。（発言する者あり）上がってきておれ見ないで。おれ知らんやないか。みたか。ほけど報告がないやねえかちゅうんじゃ。だから、現場に行くのにも報告がなかったからおれは行かんやったわけなんよ。（「委員会で行く」と呼ぶ者あり）委員会で行ったって、議長にその文書ださなほな事故が起こったらどうするか。議長の書類がなけらなあ。そりゃあ委員会に付託しちよってね委員会の責任になるうけども、最終的には議長の判断になからなあ、いろんな障害保障とかいろんな問題がかかわるから、おれはないからわしは行かんやったわけだ。あれあったらわしが出ていくはずじゃった。じゃけそういうことがあるんじゃからな、もう今後気をつけてください。（発言する者あり）（「建てかえんにや補修、補修でしょう。これ建てかえる場合は……」と呼ぶ者あり）（「やけえ補修ということが条件で出ちょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

産建常任委員長（岡田 信英君） 今何度も言いますよう、この陳情書の中身を見たら建てかえてもらいたいという陳情が出てるんですよ。

しかし、我々はプロやないです。専門的なこれは、建てかえるべきじゃとかいう、あの姉齒関係とかああいうような調査するプロやないから、外見から見たところを小さな亀裂が確かにあると、あるということでこれ専門的な業者に一応調査すべきものではなからうかというような結論で達したわけです。

以上です。

議長（田原 親君） いや、陳情は建てかえちゅうて出とるけど、ここで可決した場合は、後で慎重に調査して、しますということですね。

産建常任委員長（岡田 信英君） はい。そうです。

議長（田原 親君） そういうことで一応採決します。いいですか。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）

議員（27番 吉元 成一君） その問題についてはですね、その問題についてはそういうことを前提に採決して可決されたらですね、陳情者側に返答出さなあいかなわけですから、そのときにその旨をしっかりと伝えていただければ結構じゃないんですかね。

産建常任委員長（岡田 信英君） ちょっと、これは産業建設委員会の最終結論で皆さん方に統一とったんですよ。文書はちょっとこれ舌足らずねこれは。はっきり言うて。（発言する者あり）うん。建てかえしませんちゅうことをはっきり書きちょかなあ。

議長（田原 親君） 建てかえできんわ。建てかえはもう絶対できんわ。

議員（27番 吉元 成一君） いや、建てかえてほしいぐらいの意気込みでお願いに上がっちゃうちゅうだけのことやけ。

議長（田原 親君） うんうんうん。

議員（27番 吉元 成一君） だから、建てかえる必要性については検討さしてくださいちゅうことでね、だけど調査しますよということで採択したちゅうことでいいの。

議長（田原 親君） だから、その委員会の中で視察、調査行ったことはいいと思いますけども、結局専門者やないんやから、どういようなことか、これからは設計者あるいは専門業者等に立会してですね、再度調査してやね、するといようなものでせなきゃあこれは意味がないと思うんですが。

議員（27番 吉元 成一君） うん。だけえそれで可決した場合（ ）

議長（田原 親君） うん。そうせな、そうして可決せなあしょうがないと思うですたい。（発言する者あり）えっ。

議員（27番 吉元 成一君） だから、議会で採決して、採択した場合はそういう報告を相手側に出したらいいんですよ。そういう結論でしょう。（発言する者あり）

産建常任委員長（岡田 信英君） 今何回も言うようにね専門家の調査を任せるということで可決したんですよ。我々は一つやからねどうのこうのと建てかえとかなんか言う、そのあれはできないと。

議長（田原 親君） そりゃあそうよ。

産建常任委員長（岡田 信英君） から、専門家に任して一遍調査してもらいたいと。

議長（田原 親君） はい。

産建常任委員長（岡田 信英君） いう意見で言いました。

以上です。

議長（田原 親君） はい。

議員（２７番 吉元 成一君） （ ）それで終わったから間違いでそりゃあやっぱり期限があるんで、当たり前なことやろな。

議長（田原 親君） えー、今なんか。質疑か。（笑声）討論か。質疑やったの。質疑やろ。

議員（２７番 吉元 成一君） じゃけ、議長もこれで採決したら、委員長の報告は可決ですて採決してですよ、通ったら相手方にその旨伝えたらそれで終わりですよ。

議長（田原 親君） そやけな徹底せな。あげ言やあこう言うようなものが出るやねえか。そりゃあ……（発言する者あり）いやいや、陳情に基づいてね後にその住民から報告が出るとかちゅうようなものを言うたやないね。

だから、そういうことのないように徹底したものでここで可決して、それに実行してもらったらどうかと。今言う、私の言う、委員長も言うたように、専門的にやね調査して、専門業者が調査してやね……

議員（２７番 吉元 成一君） それを前提で委員会は（ ）それを採決すりゃあいいんじゃ。

議長（田原 親君） それを前提で採決しますよということやから。それでいいやろ。（発言する者あり）それでいいですね。 はい。

議員（２８番 吉元 實君） 議長。だから、今議長が言われるようにね、付託条件をつけて可決と、こういうような方向でどうですかね。

議員（２７番 吉元 成一君） いやいや、いや可決した場合よ。まだ可決でくるかできんかわからんよ。

議長（田原 親君） うん。それでいいと思う。（発言する者あり）

議員（２８番 吉元 實君） いやいや、だからあれは委員会、委員長報告はそうでしょう。

議員（２７番 吉元 成一君） うん。そうそうそう。

議員（２８番 吉元 實君） だから、委員長報告はそういうような報告で今報告しよったから。

議長（田原 親君） はい。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これより討論を終わります。

これより陳情書第２号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情

書第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。陳情書第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第45・議案第82号

議長（田原 親君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第45、議案第82号の平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第49、意見書案第4号の人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出についてを、までを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、日程第45、議案第82号から日程第49、意見書案第4号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第45、議案第82号平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第82号平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年3月24日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第82号は平成17年度築上町一般会計補正予算（第1号）でございます。

この補正予算は、急遽退職勧奨をいたしましたところ3名の応募がございました。勧奨は2月21日から3月10日までというようなことで、この予算の方に間に合いませんでしたので補正ということで、この3名分に係る退職手当組合の特別負担金が1,804万1,000円要ると。

それから、広域営農団地の農道整備事業の負担金、これが暫定予算に漏れておったというようなことで当初予算の方に計上漏れになっておったということで、今回間に合ったので上げさせて、421万4,000円。

そして、歳入の方は、議会の開会のあいさつのときに冒頭申しましたけれども、町民2名からの寄附で2月23日に東築城のマツムラヒロシさんから300万円、それから3月8日に山添の加生順一さんから100万円というふうな寄附がございましたんで計上さしていただいた次第で

ございます。

あとは財源的にはオータムジャンボの収益金の配分金、それから起債額の追加がやってきましたんで公債費と。

それから、あとは特別交付税で措置をさしていただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（田原 親君） ただいま提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございま 西口議員。

議員（30番 西口 周治君） 歳入の方で一般寄附で400万円ほどいただいておりますが、これはかなり目的を持った用途をお願いされて寄附をされたと思っております。町の方では18年度に対してどういうふうな、この400万に対して小学校、中学校、もしくは一般ですね。のどういうふうな用途を目的とするのか、その辺をお聞かせください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 松村さんの場合は、いわゆる学校教育費の方に使ってほしいというようなことで、八田小学校に100万円、それから築城中学校に100万円、築城小学校に100万円ということで、基本的には教材備品等に充てていったらいいのではなかろうかなと。用途は別に本人からの御要望ございません。学校の教育のために使ってほしいというようなことでございます。

それから、加生氏の場合は、本来なら 息子さんが事故で亡くなったというようなことで、応急的に心臓にショックを（ ）ADUっていう機械ありますけれども、この購入をぜひやってほしいということでございますけれども、この機械がですね、これは市町村の宝くじがございませう。この協会から県の町村会を通じてそれぞれ各自治体に希望どおり基数を配付しますというようなことで、本町におきましても職員が常駐するところには、これちょっと今資料持ってございませうけど七、八台いただけるような形になっております。

だから、この機械は購入しないで、この機械の維持管理とかそういうものに使わしていただくというようなことで本人の了解を得ているところでございます。

以上です。

議長（田原 親君） これで説明を終わります。 質疑の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論終わります。

これより議案第 8 2 号について採決を行います。議案第 8 2 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 4 6 . 議案第 8 3 号

議長（田原 親君） 日程第 4 6、議案第 8 3 号築上町課等設置条例を全部改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 8 3 号築上町課等設置条例を全部改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提案する。平成 1 8 年 3 月 2 4 日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 3 号は築上町の課等設置条例を全部改正する条例の制定でございます。

この議案も、開会当初、課等の再編成をしたいというふうなことで考えておるといことで、中日か最終日の方に提案させていただきたいというふうなことでお願いをしておりましたけれども、一応原案がまとまり、この原案はやはり合併して当初、築城町と椎田町、余り職員の配置が変わらないようなということで暫定的な配置をしておったようなきらいもございます。そういう形の中でより効率的な職員配置というようなことをかんがみまして、今まで築城に置いておりました室がございますが、その室をもう取り除いて、課長補佐以下を置いていこうというようなことで、福祉対策室、それから地域整備室、水道管理室、それから、課は収納対策課、これも一応制度的に一応のけまして、この収納対策課につきましては、それぞれの現課の方に収納事務をして、それぞれ職員同士競争してもらおうとこのような考え方で、責任持って現課が滞納処分滞納も収納していくというふうな考え方で、一応課の配置をさせていただこうと。

そして、新たにこれは、それともう一つは、支所長の廃止。これもマニュアルに沿って支所長つくってございましたけれども、支所長を廃止して、非常に遠い支所であれば支所長も必要であろうけれども、本庁と支所がもう近距離にあるというようなことでこれも不要ではなかろうか、総務管理室があれば総務の、管理課があればこれで十分何とかなるであろうというようなことで、そして、新たなものは企業立地課というようなことで、これを創設してぜひ企業を誘致しなければならないというようなことで、専門的にこの立地課を設置していこうと。

そして、あと細かいことは、これは東九州の自動車道の応援をこの自治体沿線でやっていかな

ければいけないということで、それぞれ該当地区の何て申しますかね、椎田町駅になりますけれども、元のですね。ここの用地買収が今から必要なところ出てまいります。それにかかわるいろんな県の土地開発公社と連携しながら土地を購入していくと。そういうことで、東九州自動車道の関係で職員を3名配置していこうと。これは課とは関係ございませんけど、そんな関係から職員配置を変えていく一つの理由もございます。

そういうことで応援については豊前土木事務所に1名、そして本庁に2名というようなことで、早期開通をするためにはぜひ県の方と協議をしながらこのような配置をしようということで、全市町村で配置をしていくというふうなことが一応決められておりますんで提案をさせていただきますと。

以上がこの条例案の課等の設置条例を全部改正する理由でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 1つ町長に聞きたいことがあります、これ新しく新設された機構改革、課の内容なんですけど、旧体制の課とどのくらい増減ですね、何課ふえて幾つ統合して減ったっていうの、新しく新設されたさっき立地課とか言ってましたけど、何課、どのくらい異動があったっちゃうか、統合したっていうのを増減を教えてくださいと思います。

議長（田原 親君） 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） 秘書課の西村です。ただいまの質問にお答えします。

現体制ですけども、現体制が16課5室というそういった課・室になっています。

で、今、今回提案してます改正案ですけども、改正案では17課1室ということになります。

それで、本庁では改正前が14課、支所では1課5室、今回の改正では本庁が14課、支所が3課1室というそういった内容になります。

以上です。

議長（田原 親君） ほかに。はい。平野議員。もう吉元議員いいかね。

議員（7番 吉元 一也君） はい。いいです。

議長（田原 親君） うん。平野議員。

議員（17番 平野 力範君） 新たに企業立地課というのが目玉になってるようですが、この業務内容、企業を誘致するに当たって土地を整備する、そういうことも進めていくのか。東京、大阪、企業回りをして企業誘致に努力するのか、そういうような業務内容と人員、構成人員がわかればお答え願いたいと思います。

議長（田原 親君） 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） ただいまの質問にお答えします。

今のところ予定ですけども、企業立地課の方で3名という形で今のところは予定しています。

以上です。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 業務内容は僕の方からちょっとお答えしますが、これは県、それから企業と直接折衝していきながら立地を促進していくという形になる。

あと県の方で土地の買収等々も出てくれば、それは当然地権者の話には一緒に企業の方と行かなければいけないし、基本的には町有地ございますし、ここをまず入ってもらおうというふうなことで進めてまいろうかと思えます。

そしてあと、県の方に本来ならですね、県の企業団地もつくってもらうぐらいの要望は私はしていこうかな。まあこれできるかできんかわかりませんが、行橋、豊前に企業団地あります。だから築上町にも企業団地をいう形で強力な要請は、この立地課を中心にさせていこうと、私もまたしてまいろうとこのように考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 平野議員。

議員（17番 平野 力範君） 議長、趣旨はわかりました。

ただ、町長の私心配なのは、姿勢は十分評価するんですけど発言に十分注意していただきたいというのがですね、例えばこの企業を誘致する場合に、自衛隊の日米の共同訓練、また過日のテクノ何とかという築城の企業の、任期終わればいつ切るかわらんというような、その企業に対する信頼感を失うようなことを、また企業を誘致するに障害となるような基地関係のことを軽々におっしゃらないように、そこんとこ十分努力していただいて、一所懸命この方向でお願いいたします。（「（ ）答弁ない」と呼ぶ者あり）（「要望」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） いい、要望やる。要望でしょ。平野議員。いいですね。

ほかにありませんか。宮下議員。

議員（14番 宮下 久雄君） 素朴な質問で恐縮ですが、基地対策ですね、どこに入るのか教えていただきたいと思えます。

議長（田原 親君） 基地対策。これ特別委員会やけえ入らんやろ。 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） お答えします。

今現在もう総務課の方で対応という形しています。だから、総務課の方で予定させていただきます。

議長（田原 親君） いい。はい。宮下議員。

議員（14番 宮下 久雄君） 総務のどれになるんですかね。その項目は。1から7まである

けれども。

議長（田原 親君） 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） お答えします。

9ページのですね、9ページの21の、（21）の基地対策の総合企画及び調整に関すること。ここで担当という形になります。（「行政係かな」と呼ぶ者あり）はい。行政係です。（発言する者あり）資料の中の（「8ページから9ページ（ ）」と呼ぶ者あり）はい。行政組織規則案ですけども、この中の。（「行政係もなんかあろう（ ）」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（田原 親君） 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） 条例案の中では総務課の、第2条総務課の（1）の行政一般に関すること。この中で取り扱います。

議長（田原 親君） いいですか。ほかにございませんか。有永議員。

議員（29番 有永 義正君） 25ページ、26ページ見ても、この人数配分ちゅうか人数が全然載っておりません。そういうわけで築城支所ですね、築城支所で築城の地区の住民が築城地区を利用する場合不便を、今まで以上に不便を来さないような体制でお願いします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） その点を配慮して、課長、室長は除いておりますけれども、従前どおりの職員の配置ということで、これは言っておりますし、そういうことで、ほとんど築城の方は支所の方で用が済ませるといふうなことは頭の中で考えて指示を、担当課の方で配慮しておるつもりでございまして、課長職が室長職と統合して少なくなったというふうに理解をしていただければいいのではなからうかなと、このように考えております。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。ほかに。中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） 町長にお尋ねしたいんですが、今企業立地課が出ておりますけれども、この検討するときに企画課がですね、企画係1つの係しかないんですよ。で、この2万数千の町なんですけれども、他の市町村でも企画立地課とかいう単独の課が余り少ないと思うんですけれども、意気込みは、それぞれ議員から質問がありまして意気込みはわかったと、了解したということで、私もその意気込みは、町長の姿勢は評価しますけれども、これは企画と企業立地課を合体させたようなんですね。いろいろ討議をしたと思うんですけれども、それでも長所、短所があったと思うんですけれども、これについて検討したか全くしなかったのか、そのことを町長 もう課長じゃありません。町長にその点を検討したことがあったかなかったかですね。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 今の質問、当然その検討もいたしました。

しかし、私としてはまだまだ課の統合しようございますけれども、今のところは合併という一つの現象もたって、1年もたっておりませんので、こういう課の配置で、また必要とあらばいろんな行政改革をしてみなければいけないということで、逐次この行政改革の考え方は頭の中に置きながら、仕事のでき、進捗状況等々考えていながら、いろんな改革は常にやっていかなければと、まあこのように考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 先ほど町長は、企業団地を誘致したいような、つくりたいようなことを発言されておりましたが、企業団地って行橋にしたって塩漬けていいですか、売れない土地が出てきて大変だということになっておりますので、そういうことのないように、企業団地をつくる場合は十分気をつけていただきたいと思ひますし、町長の考えをもう一度お聞きしたいと思ひます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 私は、直接築上町が団地をつくるとは言っておりません。県の方につくっていただくということで、県の企業団地、県は持っております。いっぱい。ここにもぜひつくってほしいという要望していこうというふうなことで働きかけをやっていくというふうには先ほど申しました。

以上です。

議員（8番 西畑イツミ君） はい。わかりました。

議長（田原 親君） ほかに。小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 住民課と住民生活室というのが二つの形で成り立っておりますが、業務内容につきましてはほとんど同じような内容ですが、この区分けといいですかね、きちんと分かれた業務内容になっておるわけでしょうか。混乱する場面が出てくる危険性はないでしょうかね。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 住民課というのは本庁の、ここに掲げておる四つの項目です。1番から4番までございます。戸籍住民基本台帳及び印鑑登録に関すること、それから国民健康保険に関すること、国民年金に関すること、その他窓口業務の事務に関する、これは基本的には両町の方も掌握してまいります。そして 両町ちゅうか築城、椎田地区ですね。そして、住民生活室、これは支所の方に置くわけでございます。そして戸籍住民基本台帳及び印鑑登録に関することということで、これは受付業務、発行業務、これが主体になってまいります。そして次の国民健康

保険も受け付け、それから発行、相談と。国民年金についても同じでございます。

そしてあと、この生活室には税務課、それから住民課、福祉課合わせたところでのいろんなことが築城地区の皆さんの受付窓口になると、このような形で御理解をしていただきたいと、こういうことでございます。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） それが築城に生活対策室……住民生活室ですかね、それを置いて、その報告が上がるのは本所の住民課じゃないでしょう。

もう一回言います。築城支所に住民生活室を置いてそれぞれ受け付けをやるんだと。で、やった後本所の方の報告で管理するのは住民生活室というやつがやるわけでしょう。ほいで住民課の管理と別々にどのように分けてやるっちゃうことですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この築城の住民生活室での書類の受け渡しがございますが、これは当然住民に迷惑がかからないようにというふうな配慮から、住民生活室という密接なかかわりのあるいわゆる受付業務、それらをすべてここで行って、この後の処理はそれぞれの本庁、ここの役部……本庁のそれぞれの担当課の方に書類をその後、その日のうちかもしくは翌日に一応配送すると、このような形になります。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（9番 小林 和政君） はい。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。武道議員。はい。武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 今椎田、旧椎田の方に霊園があって、霊園関係の特別会計もあるわけなんです、この霊園関係の業務はどこがするのか教えてください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この霊園関係の業務は環境課が行うということで、築城の支所の方に環境課を配置しております。

それで、逆に椎田の、旧椎田地区の住民は、こっちの住民課の窓口来てもらえればですね、その受付業務はこっちですというふうな形になります。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 環境課の中でそのちょっと業務が見当たらなかったんですが、何ページに載ってるんですかね。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この中の条例の中は大まかになっておりますんで、環境衛生に関することということが、これはあとは規則の中で霊園の管理という形で入っておろうかと思えます。

議員（２１番 武道 修司君） いやいや、資料の何ページに載ってるんですかね。（「５番に入っちゃう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（田原 親君） 西畑議員。

議員（８番 西畑イツミ君） この資料、資料の１７ページの（５）がそれに値するんでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） （ ）担当課長どうしておるのか。秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） ただいまの質問ですけども、環境課の環境係という形で、（５）墓地及び埋火葬に関する事、これに該当します。

議長（田原 親君） いいですか。（「１７ページ」と呼ぶ者あり）（「１７ページ、の５です。（５）です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

いい。武道議員。

議員（２１番 武道 修司君） そして、この環境課の中の課長の決済なんですけどね、決済の中にないような感じがするんですけどね。決済はどういうふうになるんですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 今は条例を審議をしていただいておりますので、あと細かいことは規則、規定で決定していくということで、多分今規則も参考資料で出ておると思う。あとはまた細かいことをですね、決済規定等でございますので、それはあとの方で皆さん方にお知らせしたいと思えます。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（２１番 武道 修司君） はい。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） ちょっとお諮りします。あと議案が三つばかりありますので（「議事進行」と呼ぶ者あり）続けて……（「はい」と呼ぶ者あり）終わらせていただきます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 討論を終わります。

これより議案第８３号について採決を行います。議案第８３号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第８３号は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

日程第47．発議第13号

議長（田原 親君） 日程第47、発議第13号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明をお願いします。江本事務局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第13号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年3月24日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同議会議員武道修司、同、西口周治、同、岡田信英。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元成一議員、簡単な説明をお願いします。

議員（27番 吉元 成一君） 発議第13号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

ただいま皆さん方の御協力を得て通過しました、可決されました議案第83号築上町課等設置条例を全部改正する条例が制定されました。これに伴い委員会においての各課等の所管分の決め事等に関することでございますので、慎重審議の結果、採択の方よろしくをお願いします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。（「あったらおかしか」と呼ぶ者あり）（笑声）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、おりませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより発議第13号について採決を行います。発議第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第48．発議第14号

議長（田原 親君） 日程第48、発議第14号在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使

用強化反対に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第14号在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対に関する決議（案）について、標記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成18年3月24日、提出者、築上町議会議員辻上浩、賛成者、同議会議員工藤久司、同、山中正治、同、田村與四郎、同、塩田昌生、同、繁永隆治、同、丸山年弘、同、田村兼光、同、武道修司、同、有永義正、同、吉元成一、同、西口周治、同、岡田信英。

以上です。

議長（田原 親君） 辻上議員、簡単な説明お願いいたします。（「これやっぱ読まないけんやろう」と呼ぶ者あり）

議員（20番 辻上 浩君） 本議案につきましては旧椎田町議会、旧築城町議会、それぞれで在日米軍築城基地への使用強化反対につきまして決議をいたしております。

本決議案の内容は、合併した新しい町の議会として、現状を踏まえた上で改めて意思決定をし、政府へ明確に伝えるために発議をいたしました。

なお、現状を踏まえた上で若干補足いたしますと、21日に防衛施設局より当町におきまして説明に参りました。この内容を昨日の基地対で町当局から説明を受けましたところです。

しかし、その内容におきまして、私どもが決議案の中身で指摘しております住民に不安を与える内容、騒音問題や事故の危険性、また治安の悪化等につきまして、どれに対しても具体的な対策を伴う説明はありませんでした。そして、そればかりか、これまで合意した内容であります訓練回数を撤廃し、何倍にも訓練回数がふえる危険性や緊急時での米軍の単独訓練の可能性、また、訓練に伴う新たな施設整備の可能性など、どれをとりましても今後の住民負担が考えられる問題です。

当町におきましてはこれから新しい町づくりを進めていく、新しい一歩を踏み出したばかりであります。本議会において、これ以上の基地の機能強化と新たな負担の押しつけは今後の町づくりを阻害する深刻な問題であるとの立場から本決議案を提案した次第です。

なお、発議に当たりましては、昨日の基地対策特別委員会で審議し、本決議案を決定いたしました。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより発議第14号について採決を行います。発議第14号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第49．意見書案第4号

議長（田原 親君） 日程第49、意見書案第4号人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第4号人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月24日、提出者、築上町議会議員吉元一也、賛成者、築上町議会議員武道修司、同、塩田文男、同、工藤久司、同、小林和政、同、塩田昌生、同、成吉暲奎。

以上です。

議長（田原 親君） 吉元議員、提案理由の説明を簡単にお願いします。吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） これは議会の初日、9日の日に提案理由の説明をいたしましたので再度する必要もないかと思いますが、読んで字のごとく人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書案で、内容につきましては、日にちがあったので議員各位判断して把握されているとのことと存じますので、省略させていただきますので、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明が終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 本請願のときにも申しましたように、現状におきましては、人権侵害の対象を国民相互の心の問題に矮小化してしまう条例の恐れがありますので、もっと根本

からの議論が必要だという立場から本意見書には反対をいたします。

議長（田原 親君） 反対意見がありますので、賛成意見の方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成はないでもいい。（「ないでもできます」と呼ぶ者あり）ないでもできます。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより、反対意見がありますのでこれより意見書案第4号について採決を行います。意見書案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決することに決定することになりました。

以上で本日の日程は……（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（28番 吉元 實君） ちょっと、連帯する各委員会と本会議で議決せんと、閉会中の委員会を開催されないわけです。

だから、委員会規定とかそれに多分そのようになっています。だから、各委員長からの申し出がこれみたら申し出が全然ないようになっていますがね、各委員長からの申し出を受けて特別委員会で、基地対策特別委員会にしろ何にしろ、閉会中の委員会開催の許可をもらわなあいけんですよ。本会議で。それが無い。出てない。（「議長。議長、議運の委員長として」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） はい。

議会運営委員長（吉元 成一君） 今、吉元實議員の方から申し入れがありましたように、これは、このことについて私は先ほど危惧しまして局長の方に相談しました。その結果、椎田町議 旧椎田町議会においては、前回の臨時議会で閉会中の継続審査の申し出が全会一致で許可されたということで（発言する者あり） いや、今聞いてください。だから、今回はもうそうしなくても生きてるといふ言い方をしましたが、実を申しますと、これは閉会中ですから本会議が開催するまでの間の継続審査の許可を得たわけです。

だから、ルールからいえば、この次の議会があるまでの間に、吉元實議員が言うように、閉会中の継続審査の申し入れをして皆さんに諮らなければ委員会の活動ができませんので、じゃあひとつ口頭でいいから各所管の委員長から各常任委員会、特別委員会の委員長から閉会中の継続審査の申し入れがありますので異議ありませんかと、議長申してください。諮ってください。それで会議をすることです。

議長（田原 親君） これ一応……

議員（28番 吉元 實君） いやいや、その委員会皆一遍で、一遍でええ。（発言する者あり）

り)

議員(27番 吉元 成一君) 常任委員会と特別委員会()

議長(田原 親君) いやいや、そりゃあわかるけどね……。

議員(27番 吉元 成一君) ()委員会の委員長()閉会中の継続審査の申し入れがあります。それ異議ありませんかで終わったらいい。

議長(田原 親君) これ一遍文書で出さなあわるだろう。(発言する者あり)(「ちゃんといわんと、そんなんで継続審査できんよ」と呼ぶ者あり)

はい。わかりました。吉元議員が言うように、今事務局の方から継続審査の申し入れがございましたので、これを特別委員会の……なんか。これようわかるように書き換えくれえ。(発言する者あり) 特別委員会の委員長から閉会中の継続審査の申し入れがありましたので、閉会中の継続審査のとおりにして決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) いいですね。よろしゅうございます。

大苦労でございました。(笑声)

なお(発言する者あり)いやいや。ちょっと皆さんにお諮りします。あと休憩(発言する者あり)いい、ちょっともうわかっちゃ。ほいで1時からですね。(「1時15分ぐらにしちよき」と呼ぶ者あり)いいですよ。(「()間に合わん」と呼ぶ者あり)いいよ1時半で。みんながほけんとかれこれ忙しかろう。(笑声)(「ちょっと最後まで議長、ちょっと……」と呼ぶ者あり)ええ、わかっちゃっちゃん。そやけえ1時半、1時半から皆さんに4点ばかり全員協議会をして相談したいことがありますんで、委員会室に1時半に集合していただきたいと思います。

それと同時に(発言する者あり) それとですね、皆さんにお諮りします。小野、小野局長が3月いっぱいやめますんで、ここで簡単な議長からの花の提供をしたいと思いますがいいですかね。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) ほかのところでしても意味がないと思いますんで、議場の中でしたいと思いますがいいですね。はい()ます。(拍手)(「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり)(「一言あいさつせなあ」と呼ぶ者あり)(笑声)

あっちはでけたかね。花がこめえのお。(発言する者あり)議長おれがせんでいい。(「議長が上がらなあ」と呼ぶ者あり)いい、いいいい。(「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり)(拍手)(発言する者あり)

参事(小野 俊明君) ちょっと突然で面食らっております。実は、本会議終わりましたら全協があるということでしたので、そのときに()思っていました。田原議長の取りはからいで、

また議員さんから本日は過大なる記念の花束もいただきました。

私事ですが、昭和40年に築城町に役場に就職しまして、3月末日をもって41年になります。1年残しますけど、どうも私も団塊の世代、昭和22年生まれです。現在のIT社会にもついていけず、どうも不用の長物になりそうな気がいたしますし、合併しまして新川町長のもと、また課長()多くの課長さん方もすばらしい課長様方で、もうあとを任せてオーケーということで自分なりの決断をいたしました。

現在まで議会の事務としても吉元町長の時代に4年間、そして今回2年間ということで、立法と行政の2面にわたって、両面にわたって仕事のできたことで大変嬉しく思っております。今回また新生築上町ができて、椎田町の議員さんも15名、そして築城町の議員さん、30名。すばらしい皆さんとの出会いでございました。この嬉しい一期一会の出会いを大切に、ほん私もセカンドライフを、総合計画を町と一緒に組みまして、残りの人生を生きていきたいと思っております。

どうぞまた、途中でお会いになられましたらお声かけいただきたいと思っております。きょうは大変ありがとうございました。(拍手)

. .

議長(田原 親君) これで平成18年度第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

町長よりちょっと申し入れがありますんで。

午後0時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員